

福祉サービス第三者評価がはじまります！

1. 福祉サービス第三者評価の目的

介護保険制度等の導入により、福祉サービスは従来の措置から契約による利用制度へと移行し、より質の高い福祉サービスの需要(県民)と供給(事業者)が求められています。

社会福祉法第78条

社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

サービスの質の向上

社会福祉法人等が提供する福祉サービスの質を、当事者(事業者及び利用者)以外の、公正・中立な第三者機関が専門的、客観的立場から評価を行うことにより、事業の抱える課題を整理し、サービスの質(事業者)の向上を目指します。

利用者・家族等への情報提供

評価結果を公表することにより、利用者(県民)の適切な福祉サービスの選択を可能とする情報を提供します。

2. 評価方法について

第三者評価は、書面調査と訪問調査によって行われます。訪問調査は、第三者評価事業の基本的な知識、評価基準に対する理解、評価の際の着眼点や留意事項などについての研修を修了した評価調査者によって実施されます。

3. 評価結果の有効期間について

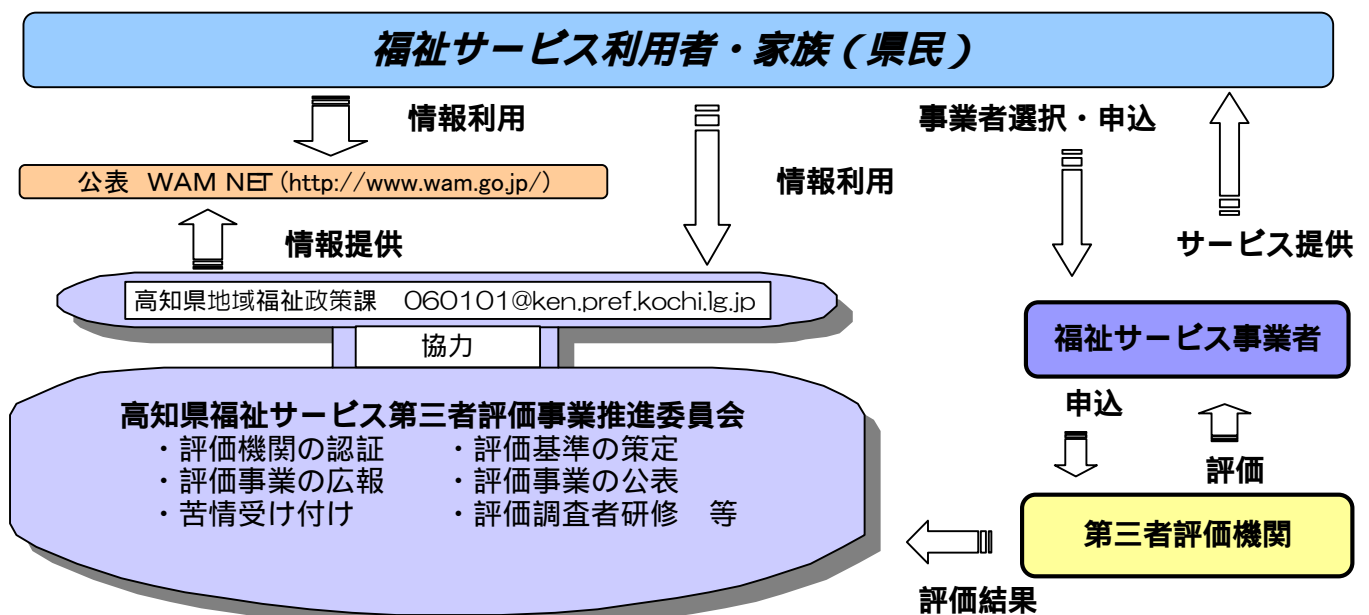
評価結果は3年間有効です。但し、1年後の受審を妨げるものではありません。

4. 評価結果の公表について

原則として、県が示す「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、事業所の同意を得て公表します。

評価結果は、受審事業所窓口、高知県地域福祉政策課ホームページ、評価機関ホームページ、WAMNETにて公表されます。

5. 高知県の事業推進体制について



6. 評価の申込

評価機関に直接お申し込みください。不明な場合は、高知県地域福祉政策課にお問い合わせください。

7. お問い合わせ先

高知県地域福祉政策課 TEL: 088-823-9090 FAX: 088-823-9207
Email: 060101@ken.pref.kochi.lg.jp